

平成29年度 学校いじめ防止基本方針

香川県立観音寺総合高等学校

平成25年9月、「いじめ防止対策推進法」が施行された。その中で、いじめの防止等のために学校が実施すべき施策として主に

◎「学校いじめ防止基本方針の策定」

◎「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織作り」

が義務づけられた。

このことを受け、本校でも教職員はもとより生徒や家庭・地域、関係機関と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する基本的な認識

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、人間として許されない、卑怯な行為である。このことを十分に理解したうえで、いじめ防止の対応に取り組む。
- (2) いじめは、すべての生徒、学級・学校に起こりうる問題であり、その未然防止や早期発見などに組織的かつ計画的に取り組む。
- (3) 「いじめの防止」にすべての教職員で取り組むため、職員会議や学年団会議等での情報交換に努める。
- (4) 保護者や関係機関との連携を図る。また、心理や福祉等に関する専門家であるSCやSSWを積極的に活用する。
- (5) いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない。
- (6) いじめの様態は様々である。
 - ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ⑤ 金品をたかられる
 - ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの防止等の対策となる基本的施策

(1) 未然防止のための取り組み

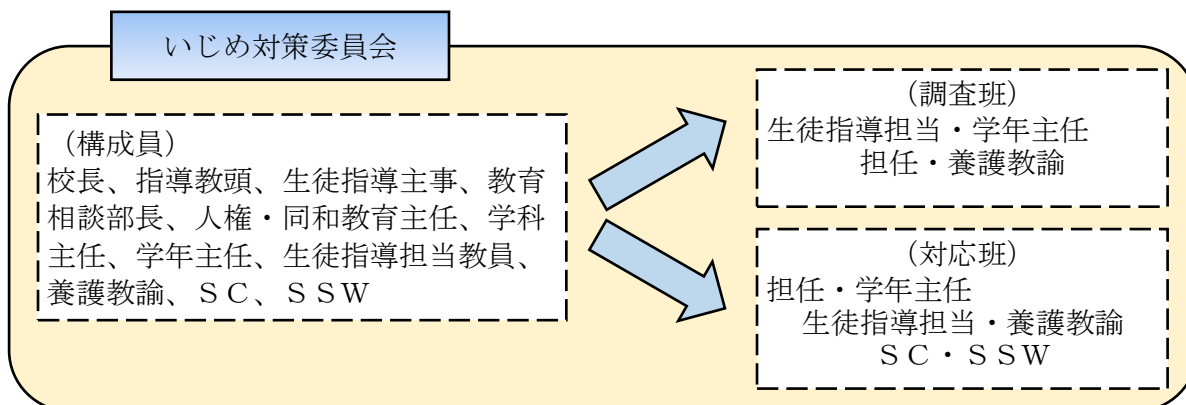
- ① 学級活動を充実させ、人間関係のトラブルやいじめに繋がるような学級の諸問題の解決を自ら行えるようにするとともに、生徒同士が共感し、お互いの違いを認めあえる人間を育成する。
- ② 基礎的・基本的な知識や技術・技能の修得に重点を置き、わかる授業づくりをすすめ、充実した楽しい学習活動が行えるように工夫する。
- ③ 道徳教育を充実させ、人権や礼儀を重んずる態度と、規範意識・倫理観等を身に付け、自他を尊重し、いじめを絶対に許さない人間を育成する。
- ④ 生徒会活動を工夫し、生徒が主体になり、いじめ問題の予防と解決に取り組めるようにする。
- ⑤ 部活動をとおして、協調性・社会性を育むとともに、強健な心身と自主・自律の精神を身に付けさせる。
- ⑥ いじめの防止等に関する校内研修を実施し、教職員の資質能力向上を図る
- ⑦ インターネット上での誹謗中傷等、今日的な課題にも対応するため、不適切な書き込み等については、プロバイダに削除を求めるなどの必要な対策を講じる。また、生徒の生命等に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(2) 早期発見のための措置

- ① 生徒対象いじめアンケート調査（各学期ごとに実施）
- ② いじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む
- ③ SCやSSWの活用
- ④ 相談窓口（校内、校外）の周知等

4 いじめ問題に対応するための組織

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを、あらゆる教育活動において展開する。本校においては、いじめ問題への迅速で組織的な取り組みを推進するため、「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、いじめ問題に対応していく。



5 個別のいじめへの対応

※別紙1「校内いじめ対応図」参照

(1) いじめの発見

日常の観察・アンケート・生徒等からの情報によりいじめを発見する

(2) いじめの情報収集

情報を得た教職員・担任・学年主任等は生徒指導担当教員に報告しいじめについての情報収集を行い、教頭・校長と協議し、いじめ対策委員会を招集する

(3) いじめの事実確認作業

いじめ対策委員会において調査方法及び分担を決定し、調査班を編成しいじめの事実確認作業を行う

(4) 対応方針の決定・対応

いじめの対応・指導方針を決定し、対応班を編成しいじめの対応にあたる

- ・いじめられた生徒・いじめた生徒への対応（指導・懲戒・謝罪）
- ・保護者への対応（助言・謝罪）
- ・教育委員会・警察・関係機関への対応（連絡・支援協力）

(5) 経過観察・再発防止

対応後、継続的に関係者を観察し再発防止に努める

6 重大事態への対応

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日（又は一定の期間連続して欠席している場合）を目安とする。

◎ 重大事態の発生

設置者（教育委員会）への報告

※別紙2「重大事態対応図」参照

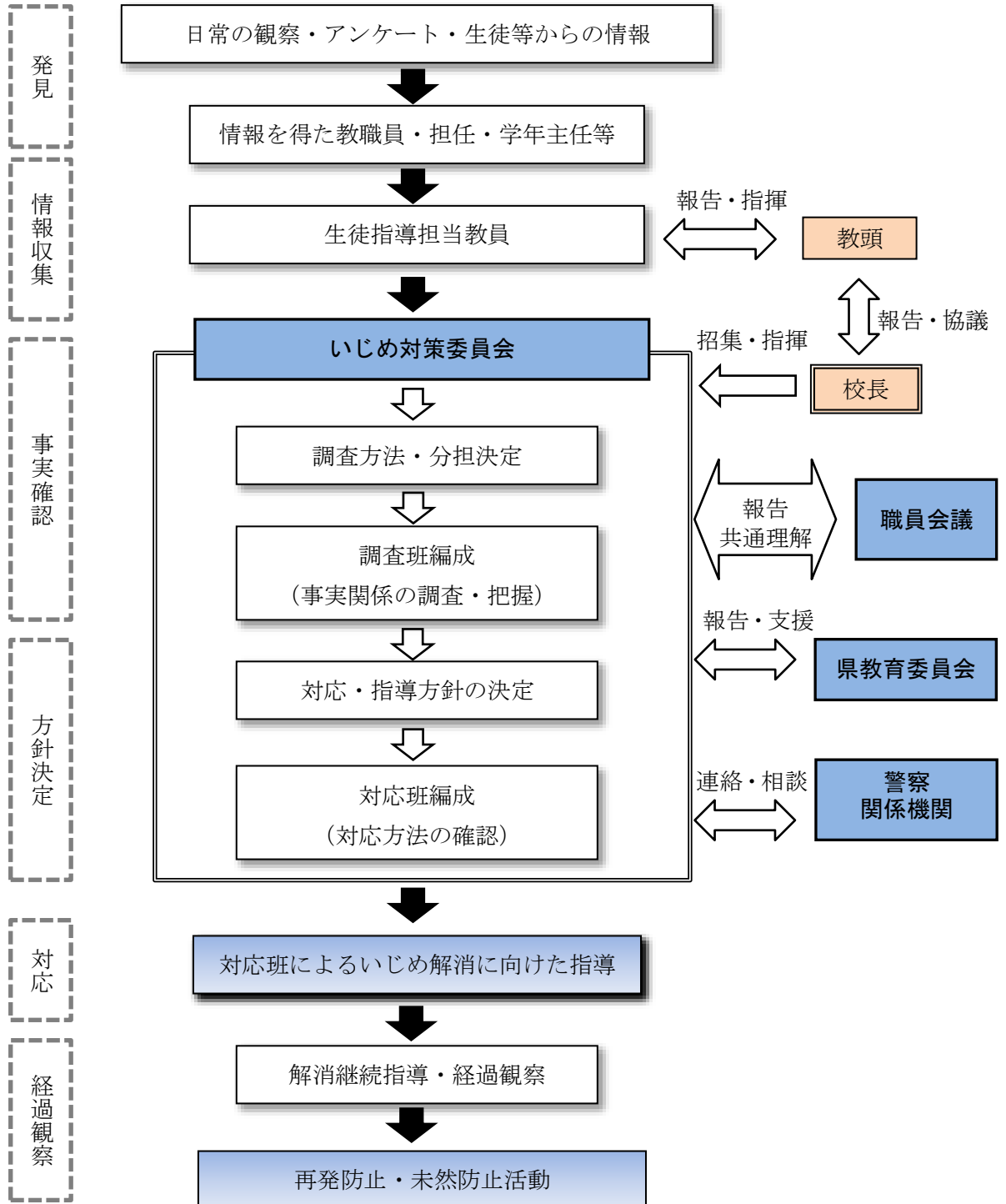
(1) 学校を調査主体とした場合

- ① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供
- ④ 調査結果を教育委員会に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

(2) 学校の設置者が調査主体となる場合

- ① 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

別紙1 「校内いじめ対応図」



重大事態の発生(学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断)



(1) 学校を調査主体とした場合

● 学校の下に重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

● いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明するなどの措置が必要である。

● 調査結果を学校の設置者に報告

- ※ いじめを受けた生徒又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

(2) 学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示の下に資料の提出など調査に協力